

執行機関の附属機関とは

地方自治法

第三十八條の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

自治基本条例制定市における委員会の位置付け事例

<久喜市>

第11章 自治基本条例委員会の設置

第27条 市に、久喜市自治基本条例委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。

3 委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)公募による市民

(2)市内で事業を営み、又は活動するものの代表者

<熊谷市>

第8章 自治基本条例審議会の設置

(自治基本条例審議会の設置)

第23条 この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。

2 熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

<多摩市>

第6章 自治推進委員会の設置等

(自治推進委員会の設置)

第30条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。

4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。

5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による6人以内の委員をもって構成します。

6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

< 静岡市 >

第 8 章 静岡市市民自治推進審議会

(静岡市市民自治推進審議会の設置)

第 27 条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、静岡市市民自治推進審議会(以下「推進審議会」という。)を置く。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申する。

(1) まちづくりの推進に関する重要事項に関すること。

(2) この条例の適切な運用に関すること。

(3) この条例の見直しに関すること。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長が必要があると認める事項に関すること。

< 苫小牧市 >

第 8 章 苫小牧市民自治推進会議

第 30 条 市長の附属機関として、苫小牧市民自治推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し市長に意見を述べるができる。

3 推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

4 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

< 寒川町 >

第 9 章 推進会議

(まちづくり推進会議)

第 30 条 町長は、町民の参加による自治運営の推進を図るため、附属機関として寒川町まちづくり推進会議(以下「推進会議」といいます。)を置きます。

2 推進会議は、次に掲げる事項を調査し、協議し、その結果を町長に報告し、又は提案します。

(1) この条例の推進及び改廃に関すること。

(2) 町政運営に対する町民の参画に関すること。

3 推進会議は、委員 20 人以内をもつて組織します。この場合において、委員の 3 割以上は、町民からの公募による委員とします。

4 委員の任期は 2 年とします。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 その他推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。